



2010年12月3日 第2011-9号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

円高の影響を踏まえ

## 雇用調整助成金等の生産量要件緩和

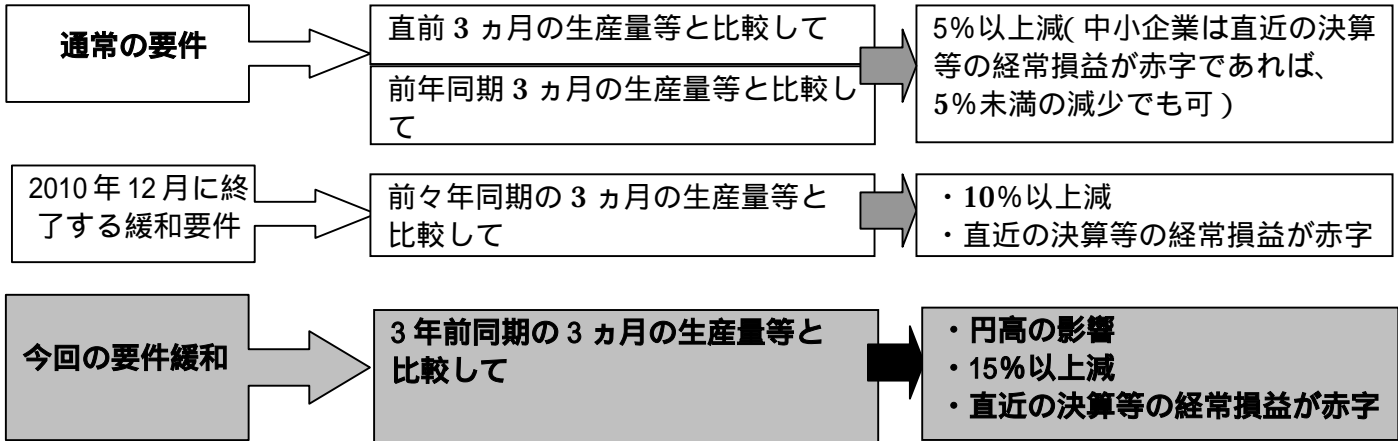
厚生労働省は、急激な円高の影響を受けた事業主の雇用維持を支援するため、2010年12月から1年間に限り、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件を緩和しました。

2010年12月から1年間に限り、以下の全てに該当する場合についても、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。

**円高の影響により生産量等の回復が遅れていること**  
**直近3カ月の生産量等が3年前(リーマンショック前)の同時期に比べ15%以上減少した**  
**直近の決算等の経常損益が赤字である**

この取扱いは、以下の期間に限りです。

大企業：対象期間の初日が2010年12月14日から2011年12月13日



### 円高の影響とは？

- ・円高の影響による輸出量の減少、輸出関係の受注の減少
  - ・円高の影響により取引先が海外への発注に移行したことや、経費削減したことによる受注の減少
  - ・円高の影響による外国人観光客の減少
- 等を想定しています。

具体的には、雇用調整助成金等の計画届提出の際「事業活動の状況に関する申出書」に、円高の影響について記述が必要です。

「円高の影響による内需の冷え込みのため生産量が減少」等、円高の影響が明確に説明できないものについては対象になりません。